

## 日本離婚再婚家族と子ども研究学会 謝金規程

改正 2020年3月10日

2020年5月19日

2021年6月2日

2022年10月7日

### (目的)

第1条 この規程は、本会の事業に伴う各種謝金の支払いの基準を示すものである。

### (謝金の定義)

第2条 謝金とは、原則として、本学会における研究大会、研修会等において、本学会から依頼された講演者や講師に対して支払われる金銭（学会誌への講演録の校正等を含む）、学会誌「日本離婚再婚家族と子ども研究」への原稿執筆等に対して支払われる金銭「執筆謝金」をいう。をいう。また、学会誌「日本離婚再婚家族と子ども研究」における編集業務委託、並びに学会事務局業務委託等の学会の運営業務にかかわる委託費等を含む。さらに、学会誌「日本離婚再婚家族と子ども研究」の編集委員会からの査読者に対する謝金、そして大会、研修会等における学生アルバイトにも適用される。

### (謝金の額)

第3条 講演・講師に関する謝金の額は、別表(1)を基準とし、当該の大会委員長や研修会等を主催する長が定める。また、交通費及び宿泊料支給額については、当該の大会委員長や研修会等を主催する長が定める。

2 執筆謝金に関する謝金の額は、別表(2)を基準とし、これによりがたい特別な理由のある執筆謝金については、本学会理事会の決議を経て、その額を決定することができる。

3 学会誌「日本離婚再婚家族と子ども研究」における編集業務委託、並びに学会事務局業務委託などの学会の運営業務など、学会の業務委託にかかわる各種委託費については、別表(3)を基準として、理事会で定める。

4 学会誌「日本離婚再婚家族と子ども研究」における編集委員会から査読論文の依頼に対する謝礼は1論文5,000円とする。なお、編集委員会の審査結果が再審査となった場合には、同一の依頼が継続しているものと扱う。

5 大会、研修会等における学生アルバイトについては、別表(4)に定める。

### (会員への支払い)

第4条 本学会の理事及び監事は、謝金の支払い対象とはならない。本学会の会員については、状況に応じて、理事会の決議を経て謝金の支払い対象者とするすることができる。

(規程の改廃)

第5条

この規程は、理事会の決議を経て、改廃することができる。

附則1. この規程は、2019年6月11日から施行する。

附則2. この規程は、2020年3月10日から施行する。

附則3. この規程は、2020年5月19日から施行する。

附則4. この規程は、2021年6月2日から施行する。

附則5. この規程は、2022年10月7日から施行する。

別表(1)

講演・講師に関する謝金の額
大会、研修会等の講演等謝金の標準額は、10,000円/時間を目安とし、当該の大会委員長や研修会等を主催する長が決定する。ただし、3時間を超える場合は日額30,000円を限度とする。

別表(2)

執筆謝金に関する謝金の額
原稿執筆などの執筆謝金の標準額は、1万字から2万字程度の場合には、10,000円を目安とする。

別表(3)

学会の業務委託にかかわる各種委託費
遂行する業務に必要な専門的な知識や特殊な技術及び経験年数等を加味し、東京都の最低時給単価に1~2.4を乗じる。その際、『公的研究費(科研費)執行ガイドブック』の「契約職員時間単価基準表」を判断基準とし、理事会の決議をもって決定する。

別表(4)

学生アルバイトの謝金
東京都の最低時給単価を基準とし、学部生には、1、大学院生には1.2を乗じる。